

第28回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年12月18日
 告示番号 第25号
 会議年月日 令和5年12月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主査 千葉 久和

本日の案件 第28回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第28回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、18番 佐々木 栄一 委員より遅れる旨の届出がありました。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に14番 佐藤 宗雄 委員、15番 千葉 綾雄 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主任主査を指名いたします。
議長	審議に入ります。 「報告第66号 専決処分の報告について」を議題といたします。
局長	事務局の説明を求めます。 1ページをお開き願います。 報告第66号 専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続及び時効取得による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から12ページの第29号までの29件、29名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年12月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第66号」の説明を終わります。

議長

ご質問ございませんか。

12番
藤原 美喜男 委員

12番 藤原 委員

第24号の取得理由が時効取得とありますが、その内容をお聞きしたいと思います。

議長
局長 補佐

時効取得とはどういうものかお聞かせ願います。

事務局答弁願います。

お答えします。

本議案の具体的な経緯については承知しておりませんが、一般的な時効取得ですが、20年以上その土地を占有目的で利用した場合で、なおかつ、その所有者から異議がなかった場合時効取得として、その財産を取得できるものでございます。

議長

藤原委員了解ですか。

12番
藤原 美喜男 委員

はい、了解しました。

議長

その他ございませんか。

21番

21番 畠山 潔 委員

時効取得というのは、20年経過し平穏な関係でやればなると思

畠山 潔 委員

うですが、3条許可と時効取得との中身はどう違うのですか。

要するに、何も問題がない前所有者との関係だと思っただけですが、何も問題がなければ、3条でやってもよかったのではないですか。何かあるのでしょうか。

議長 局長 補佐

事務局答弁願います。

これ事態は、許可が必要なものではなく、相続と同じ扱いとなります。

具体的な流れを担当に確認し、経緯については後ほど説明いたします。

議長 局長

説明は後ほどということで、その他ございませんか。

(なしの声あり)

(18番 佐々木 栄一 委員 入室)

議長 局長

なければ、報告第66号の質疑を終わります。

次に、「報告第67号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局長

事務局の説明を求めます。

13ページをお開き願います。

報告第67号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第3号までの3件5筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るため、圃場内の畦畔の撤去と管理通路の設置が1件、農業用施設の整備が1件、耕作条件の改善のための盛土が1件となっております。

議長 局長

以上で説明を終わります。

以上で「報告第67号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

局

長
長

長

なければ、報告第67号の質疑を終わります。

次に、「議案第191号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

14 ページをお開き願います。

議案第191号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請5件です。

第1号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢のため、農業後継者である譲受人に贈与により農地を譲ろうとするものです。

第2号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できないことから、隣接地を耕作している譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15 ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人と譲受人は親戚の関係にあり、譲渡人が高齢のため耕作管理できないことから、譲受人が贈与により新たに農地を取得し、耕作しようとするものです。なお、譲受人は農家ではありませんが、ナス、きゅうり、永年性牧草の作付けの営農計画書を提出しております。

第5号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できないことから、譲受人が新たに農地を取得し、耕作しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、タマネギ、ナス、大豆、ネギの作付けの営農計画書を提出しております。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第6号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、隣接地を耕作している譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

16 ページをご覧ください。

第7号については、譲渡人と譲受人は姉弟の関係にあり、譲渡

人が遠方に居住しており耕作管理できないことから、現在、実の耕作者である譲受人に贈与により農地を譲ろうとするもので、譲受人は新たに取得し、耕作しようとするものです。なお、譲受人は農家ではありませんが、大根、白菜、ネギ、タマネギ、じゃがいもの作付けの営農計画書を提出しており、現在も畑として実際には耕作しております。

第8号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、当該農地の向いに自己所有地を保有している譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第9号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

17 ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請4件です。

第10号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、現在、当該農地を賃貸借している譲受人が売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第11号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため新たに使用賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年間となっております。

18 ページをご覧ください。

第12号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

なお、同姓同名は偶然でございます。

第13号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

18 ページから19 ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第14号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、近隣の譲受人が経営規模拡大のため

贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第15号については、貸付人が高齢のため、労力不足により耕作管理できない状態にあることから、近隣の借受人が経営規模拡大のため新たに使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年間となっております。

20ページをご覧ください。

第16号については、譲渡人は住所が室根町にありますが、実際は川崎町内に居住し、川崎町内の農地を耕作しております。室根町の当該農地は遠方にあるため耕作不便な状態にあることから、譲受人が室根町の土地、建物を含み、売買により新たに農地を取得し耕作しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、トマト、きゅうり、白菜、大根の作付けの営農計画書を提出しております。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第17号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、当該農地の隣接地を耕作している譲受人が耕作地周辺の農地を一体的に管理するため贈与により農地を取得しようとするものです。

第18号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、当該農地の近隣の農地を耕作している譲受人が耕作地周辺の農地を一体的に管理するため贈与により農地を取得しようとするものです。

以上、18件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第191号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年12月12日、火曜日、午後9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤 圭一、佐藤 宗雄 委員、そして農地利用最適化推進委員 大越 委員、小野寺 委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課 及川主事でございます。

議 長

2番
佐藤 圭一 委員

議 長

10番

佐藤 和幸 委員

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年12月11日、月曜日、午前9時より行いました。

調査員、農業委員 私 佐藤 と農地利用最適化推進委員 千葉 寿昭 委員、千葉 貞宜 委員、支所職員 千葉産業建設課主任主査であります。

報告内容、第6号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

3番

佐藤 喜明 委員

現地調査日、令和5年12月11日、月曜日、午後2時40分より、農業委員 私 佐藤 と農地利用最適化推進委員の及川 委員、菅原 委員、支所職員 佐藤産業建設課主事と行いました。

報告内容、第10号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

8番

千田 幹雄 委員

現地調査日、令和5年12月11日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 千田 と農地利用最適化推進委員 遠藤 委員、小野寺 委員、支所職員 小山産業建設課主任主査で行いました。

報告内容、第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のと

議 長
12番
藤原 美喜男 委員

おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年12月11日、月曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員 千葉 委員、私 藤原 、農地利用最適化推進委員 小松 委員、支所職員 千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第15号から第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年12月11日、月曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員 私 佐藤 、農地利用最適化推進委員 伊藤 委員、佐藤 委員、支所職員 阿部産業建設課主事で行いました。

報告内容、第17号から第18号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

議 長
7番
佐藤 想司 委員

7番 佐藤 委員
確認事項のなかに4項目ほどあり、農作業に従事とありますが、取得した本人が常時従事していると認識しているのか、たとえば集落営農・法人で管理している場合も該当するのか。この区分がよくわからない。

議 長
局 長

あと、4項目確認していますが、大概適に丸が入っていますが、本人が直接作業を行わず、法人等が作業を行った場合も適となるのでしょうか。

7番
佐藤 想司 委員

事務局答弁

農作業に常時従事とは、ご本人が従事するかどうかの判断です。3条の場合は本人が耕作するというのが原則です。

3条の許可申請してきているのは、本人が耕作するという捉え方でよろしいわけですね。

取得して本人が法人等に管理委託した場合は該当しないということですね。

局 長

又貸しをしない。

議 長

ご本人が営農するという事で営農計画書が出ています。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第191号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第191号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第192号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

21ページをお開き願います

議案第192号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、借受人が発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請7件です。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、申請地は令和5年9月22日付で農振除外済みです。

第3号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

22ページをお開き願います。

第4号から第6号までの3件は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、市役所花泉支所から500m以内に存在する農地であるため、第2種農地と判断しました。

23ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、花泉駅から300m以内に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請3件です。

第9号から24ページ第11号までの3件は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、11件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第192号」の説明を終わります。

「議案第192号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

議 長

2番
佐藤 圭一 委員

議 長
10番
佐藤 和幸 委員

〔第1号〕 申請地は、JR一ノ関駅から南に約4.1kmの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、東側が農地、南側が水路、西側がため池となっている。

申請人が工事に伴う発生土処理場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第2号〕 申請地は、JR清水原駅から北東に約3.9kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側が用悪水路、南側が市道、西側が用悪水路となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

〔第3号〕 申請地は、花泉支所から南に約760mの位置にあり、周囲は北側が道、東側が線路、南側が山林、西側が道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

〔第4・5・6号〕 申請地は、花泉支所から南に約400mの位置にあり、周囲は北側が水路及び農地、東側が農地及び市道、南側が水路及び農地、西側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

〔第7号〕 申請地は、花泉駅から南西に約150mの位置にあり、周囲は北及び東側が現況宅地、南側が農地、西側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

〔第8号〕 申請地は、花泉支所から北東に約5.9kmの位置にあり、周囲は北側、東側及び西側が山林、南側が現況雑種地及び

議 長
8 番
千田 幹雄 委員

林道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第9・10・11号〕 申請地は、市役所千厩支所から南西に約930mの位置にあり、周囲は北側が宅地及び農地、東側が雑種地及び公衆用道路、南側が現況原野、西側が農地及び現況原野とな

っている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第192号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第192号」を許可相当と決します。

次に、「議案第193号 一関市農用地利用集積計画の決定につ

いて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

25 ページをお開き願います。

議案第 193 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

26 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が23件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が4件、集団案件一括方式が2件です。

最初に貸借権設定です。

第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

27 ページをお開き願います。

第3号から29 ページ第7号までの5件は、花泉地域に係る申請です。

第8号は、大東地域に係る申請です。

30 ページをお開き願います。

第9号は、東山地域に係る申請です。

第10号は、室根地域に係る申請です。

第11号から34 ページ第23号までの13件は、藤沢地域に係る申請です。

35 ページをお開き願います。

次に所有権移転です。

第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、藤沢地域に係る申請です。

36 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号は、室根地域に係る申請です。

第3号から37 ページ第4号までの2件は、川崎地域に係る申請です。

38 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から第2号までの2件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

以上で、「議案第193号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよろしいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 193 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。 よって「議案第193号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第194号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐		<p>39 ページをお開き願います。 議案第 194 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。 40 ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が 4 件です。 第 1 号は、川崎地域に係る申請です。 第 2 号は、花泉地域に係る申請です。 第 3 号は、一関地域に係る申請です。 第 4 号は、大東地域に係る申請です。 申請の内容については記載のとおりです。 また、受け手の判断要件となる地域との調和要件につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第194号」の説明を終わります。 なお、「農用地利用集積等促進計画案」第 2 号について、22 番 佐藤 多賀幸 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよろしいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 194 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請につい</p>

		て」「農用地利用集積等促進計画案」第2号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第194号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」「農用地利用集積等促進計画案」第2号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第194号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」「農用地利用集積等促進計画案」第2号について審議いたします。
		佐藤 多賀幸 委員は退室願います。
		(午後2時21分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第194号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」「農用地利用集積等促進計画案」第2号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第194号」「農用地利用集積等促進計画案」第2号を可と決します。
		佐藤 多賀幸 委員は入室願います。
		(午後2時23分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。
		「議案第194号」「農用地利用集積等促進計画案」第2号を可と決しました。
議	長	さきほど説明を保留した事項について、事務局より説明をお願いします。
局	長	報告第66号第24号で質問いただいた時効取得の件について説明いたします。
		前所有者はブローラーをやっていましたが、今回の取得者に対してお金を支払うことができず、債務の補填として土地を提供したものです。
		時効取得した段階で3条の手続きはしておらず、今回時効取得

議 長
13番
佐藤 和威治 委員
局 長
議 長

ということで、届出を出していただいたとのことです。
13番 佐藤 和威治 委員
時効取得ということは、あくまで20年過ぎているとの確認がと
れたということでよろしいでしょうか。
確認が取れて時効取得とのことです。
以上で議案審議が終了いたしました。
第28回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(午後 2 時26分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員